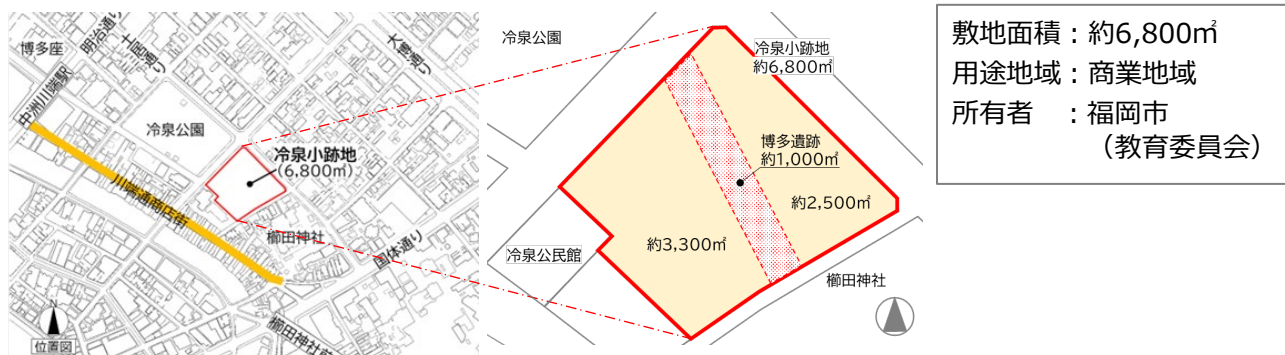


冷泉小学校跡地での取組みについて

冷泉小学校跡地活用の検討状況、今後の進め方等について、報告を行うもの

1. これまでの取組み

○冷泉小学校跡地においては、平成13年に跡地となって以降、旧校舎等は継続して地域利用を行い、平成17年からは跡地の一部に公民館等を整備しており、その後、平成28年からは、校舎の安全性の問題から、校舎等を解体し、併せて、埋蔵文化財の発掘調査を実施するなどの取組みを進めてきたところ。



○また、平成28年に地域から出された要望をもとに、地域(冷泉自治協議会役員会)と意見交換を重ね、以下の通り、導入を検討する機能について整理している。

<地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能>

○災害時に収容避難所として利用できる施設

・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定

○博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能

○地域コミュニティの場となる憩いの空間(読書スペース等)

※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

2. 跡地活用の方向性についての検討状況等

1) 民間アイデア募集で確認できた事項等 <令和7年6月議会報告内容>

令和6年10月より実施した民間アイデア募集の結果を踏まえ、「地域との協議を踏まえた導入機能」等の実現手法は、次のように想定されることが確認できた。

- 「収容避難所」「読書スペース等」は、土地の売却を前提とする「ホテル」を併設する場合は、民間事業で実施可能だが、「観光拠点施設」については、民間のみで実施することは難しい。
- まちのにぎわいの創出に資する「カフェ・レストラン」等は、民間事業で参入して実施することは可能である。
- 「収容避難所」「読書スペース等」を民間事業、「観光拠点施設」を公共事業で実施する手法か、全てを公共事業で実施する手法のいずれかとなるとの意見であった。

2) 民間アイデア募集の結果についての地域意見 <令和7年6月議会報告内容>

<主な意見>

- 地域との協議を踏まえた導入機能を、将来にわたって市が担保してほしいなどの理由から、土地については、引き続き市が所有してほしい。
- まちのにぎわいの創出に資する機能等として、大規模な建物を建設する場合には、景観面等への影響について、配慮する必要がある。

3) 公共利用調査

- これまで、跡地の公共需要を把握するため、市の関係部署に対して公共利用調査を3回行ったところ。(平成29年1月、令和3年12月、令和5年11月)
- 今回、民間アイデア募集の結果を受け、「地域との協議を踏まえた導入機能」を担うことのできる公共事業について、市の関係部署に対して公共利用調査を実施した。

<公共利用調査>

実施期間: 令和7年7月22日~8月1日

○経済観光文化局回答

- ・「観光拠点施設」について、現在検討を進めている博多旧市街における観光拠点施設の整備や、はかた伝統工芸館の移転に関し、冷泉小学校跡地は有力な候補地であり、当該地において観光拠点施設の整備などを進める場合には、住宅都市みどり局が実施した民間アイデア募集の結果を踏まえ、公共事業による実施も検討したい。

○市民局回答

- ・「収容避難所」について、一定規模の施設が建設される場合は、地域の意向も踏まえ、避難所としても活用できる施設が望ましい。(公共施設建設の予定はない)

○教育委員会回答

- ・「読書スペース等」について、子ども達が自ら読書を楽しみ本に親しめる機会を充実させることや、子ども達の身近な場所に読みたい本がある環境を整備することは望ましい。(公共施設建設の予定はない)

3. 跡地活用の方向性

- 民間アイデア募集では、「収容避難所」「読書スペース等」は土地の売却を前提にすれば、民間事業で実施可能との提案が得られた。

- 地域との協議では、土地については、引き続き市が所有してほしいなどの意見が得られた。

- 公共利用調査では、「観光拠点施設」に関して公共事業による実施も検討したいとの意見や、「収容避難所」「読書スペース等」の機能も充実することは望ましいとの意見が得られた。

- これらのことから、

民間事業による実施を引き続き検討しつつ、一方で、土地を市が所有したまま、公共事業による「観光拠点施設」の整備についても検討することとする。

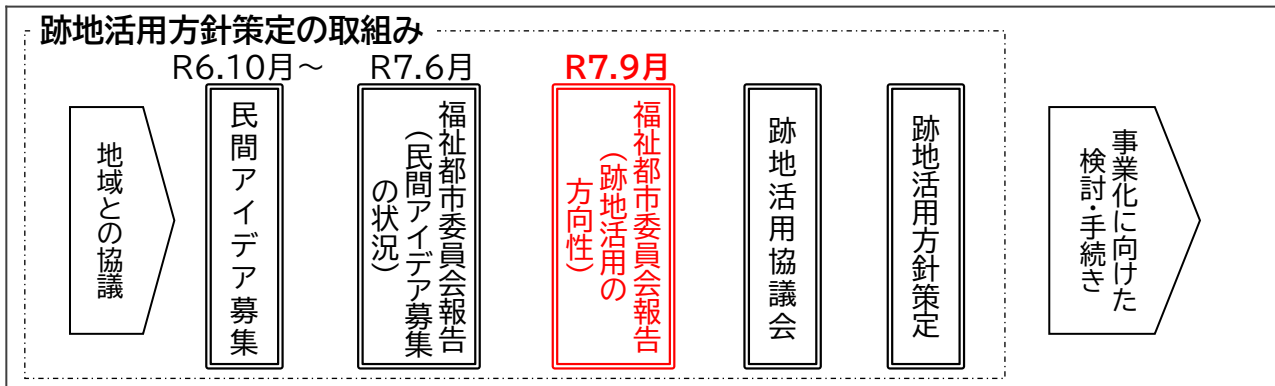
なお、公共事業で「観光拠点施設」を整備する場合は、「収容避難所」「読書スペース等」としても活用できる空間整備の可能性も検討する。

- ※まちのにぎわいの創出に資する機能については、引き続き、民間事業での実施も含め検討を行い、併せて、当該部分の土地の取扱いについても検討を行う。

- ※跡地活用の検討にあたっては、都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていることや、地域の意見等を踏まえ、景観面についても配慮する。

4. 今後の取組み

今後は、今回示した跡地活用の方向性に沿って、経済観光文化局をはじめとした関係局と連携し、地域と協議しながら、跡地活用方針の策定に向け検討を進めていく。



※適宜、議会に報告し、地域と協議しながら取り組む